

有料職業紹介事業【許可有効期間更新申請】提出書類

◎申請期限は、有効期間末日から3か月前の日となります。期限を過ぎますと申請出来ませんのでご注意ください。

■印は、職業紹介事業を行う事業所毎に作成が必要です。

《申請書類》

〈提出部数〉

☐	【様式第1号】有料職業紹介事業許可有効期間更新申請書〔記載例参照〕	正1、写し2
■	【様式第2号】有料職業紹介事業計画書〔記載例参照〕	正1、写し2
☐	申請手数料(1万8千円×事業所)の収入印紙	正1

《添付書類》 ※下記書類の内容によっては、補足資料をお願いする場合があります。

最近の事業年度における決算書類（法人）

☐	法人税確定申告書(別表1及び別表4)	写し2
☐	貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書	写し2
☐	法人税の納税証明書(その2所得金額用)	正1、写し1

最近の事業年度における決算書類（個人）

☐	①最近の納税期における所得税の確定申告書の写し	写し2
☐	②納税証明書(その2最近の納税期における金額に関するもの)	正1、写し1
☐	③申告納税制度関係 青色申告の場合(簡易な記載事項の損益計算書のみ作成する場合を除く) □貸借対照表及び損益計算書(所得税青色申告決算書(一般用及び不動産所得のある場合には不動産用)) 白色申告又は青色申告で簡易な記載事項の損益計算書のみ作成する場合 □様式第3号「3 資産等の状況」欄に記載された土地・建物に係る不動産の登記事項証明書 及び固定資産税評価額証明書	写し2 正1、写し1
☐	④預金残高証明書(納税期末日のもの)	正1、写し1

職業紹介責任者に関する書類

■	職業紹介責任者講習受講証明書(許可の有効期間満了日前5年以内の受講のもの)	写し2
---	---------------------------------------	-----

業務の運営に関する書類

■	業務の運営に関する規程	写し2
---	-------------	-----

以下は、既に提出されているものに変更があった場合のみ提出を要するもの

☐	定款	正1、写し1
☐	登記事項証明書 ※添付を省略できる場合がありますので秋田労働局需給調整事業室に確認願います。	正1、写し1
■	個人情報適正管理規程	写し2